

各  
〔 都道府県知事  
指定都市長  
中核市市長  
関係団体の長  
地方厚生（支）局長 〕  
殿

厚生労働省社会・援護局長  
( 公 印 省 略 )

「社会福祉士及び介護福祉士法第7条第1号に規定する社会福祉に関する科目等の読替の範囲について」の一部改正について

今般、「社会福祉士及び介護福祉士法第7条第1号に規定する社会福祉に関する科目等の読替の範囲について」（平成20年3月28日厚生労働省社援発第0328005号本職通知）を別添のとおり改正し、次のとおり適用することとしたので、御了知の上、円滑な実施について特段の御配慮をお願いします。

(適用日)

- ・ 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第7条第1号に規定する指定科目を開講する大学等に係る科目については令和3年4月1日から適用
- ・ 同条第2号に規定する基礎科目を開講する大学等に係る科目については令和6年4月1日から適用
- ・ 同号に規定する社会福祉士短期養成施設等に係る科目については令和6年4月1日から適用
- ・ 同条第3号に規定する社会福祉士一般養成施設等に係る科目については、修業年限に応じて各年度（修業年限が1年以下の養成施設等の場合は令和6年度、修業年限が1年を超え2年以下の養成施設等の場合は令和5年度、修業年限が2年を超え3年以下の養成施設等の場合は令和4年度、修業年限が4年の養成施設等の場合は令和3年度）の4月1日から適用
- ・ 同法第40条第2項第2号に規定する社会福祉に関する科目を開講する大学等に係る科目については令和3年4月1日から適用
- ・ なお、適用日前に上記大学等又は養成施設に入学し、適用日以降在学する者に係る科目については、従前の例によることとします。